遺言公正証書

本公証人は、平成〇〇年〇月〇日、遺言者　甲野進次郎　の嘱託により、後記証人２名の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

　遺言者である私、　甲野進次郎　は、以下のとおり遺言する。

第１条（自動車の相続）

　遺言者は、遺言者の有する下記自動車を、長男甲野武（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に相続させる。

記

登録番号　　　　　　大阪〇〇〇　あ　〇〇〇

自動車の種別　　　　普通

用　　途　　　　　　乗用

自家用・事業用の別　自家用

車　　名　　　　　　〇〇〇

型　　式　　　　　　〇〇－〇〇〇

車台番号　　　　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

原動機の型式　　　　〇〇

第２条（その他一切の財産の相続）

　遺言者は、第１条ないし第２条記載の財産を除く、遺言者が相続開始時に有する不動産、現金及びその他一切の財産並びに一切の債務を、妻甲野幸子（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第３条（遺言執行者の指定）

１．遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住　　所　大阪府茨木市〇〇町〇番〇〇号

会 社 員　甲野武

生年月日　昭和〇〇年〇月〇〇日

　　　　 ２．遺言者は、遺言執行者に対し、本遺言を執行するため、遺言者の有する不動産の登記

手続、有価証券及び預貯金等につき、換価、払戻し及び名義書換を行い、貸金庫契約

がある場合には、貸金庫を開扉し、その内容物を収受する等、相続財産の管理その他

遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を付与する。

３．遺言執行者は、本遺言の執行に関し、必要に応じてその職務を第三者に行わせること

ができる。

本旨外要件

住　　所　　大阪府茨木市〇〇〇一丁目〇〇番〇〇号

職　　業　　会社員

遺 言 者　　甲野進次郎

生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日生

　上記遺言者は、面識がないから印鑑及びこれに係る印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

　住　　所　　枚方市〇〇〇二丁目〇〇番〇号

　職　　業　　司法書士

　証　　人　　枚方太郎

　生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日生

住　　所　　池田市〇〇一丁目〇〇番〇号

職　　業　　無職

証　　人　　池田諭吉

生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日生

以　上